

## 1950年代の引揚げ---抹消されることを拒む人々 未帰還者の問題

ジュネーヴ大学  
セレニ・コンスタンス  
Université de Genève  
Constance Sereni

1950年代、アメリカ占領の終局によって、日本政府は再び独立を手にした。そして、戦後への移り変わり、すなわち、あの痛ましい戦争に対してひとつの区切りをつけることを望んだ。しかし、そのような戦後は、なかなか明確なものとはならなかった。戦争を過去のものにできない、、、。引揚げ者の問題はそのひとつの理由であった。アジアの大陸のどこかで日本人たちが失踪し、まだ日本に戻れない状況にあるなかで、戦争を過去のものにすることなど誰ができるか。

具体的に言えば、日本政府に対して投げかけられた引揚げ問題はつまるところ数の問題であった。戦後を乗り越えることとは、結局のところ、この引揚げ問題を解決することであり、そのためには、何人がそれに関わったのか、数を特定し、そこから未帰還者の数を少なくしてゆき、最終的には、ゼロになるようにしなくてはならないということである。しかし、そのような数字を得るのは容易ではないし、得たとしても正確かどうかは疑わしい。そして、日本が戦時中に離散した日本人数を特定し、彼らを帰還させる方法は無きに等しかった。

戦後からの連合国との交渉による引揚げは終わりを告げた。もっとも時期的に遅いもので、中国から、およびロシアからの引揚げが挙げられるものの、それも中国については1948年で終わっている。つまり、それは、マーシャルによる共産党と国民党の間の停戦協定が無効のものとなり、1950年4月21日にソ連が、国営通信でソ連にはもはや一人の日本人引揚げ対象者もないと宣言したときのことである。日本政府はそれでも多くの日本人がいまだ海外で足止めされていることを知っていた。事実、1950年の人口調査で未帰還者（敗戦後に海外で死んだ人を含む）の総数が割り出され、その数は37万人にも上った。政府筋によればそのうち8万人がまだ生存しているとのことだった。

ときに、サンフランシスコ条約後、日本はもはや被占領国ではなかった。つ

まり、日本はみずから外交問題を解決する資格を有していたということである。1951年以後、引揚は完全に日本政府の管轄下にあり、もはやアメリカを経由してその他の列強と折衝する義務はなかった。しかしながら、ソ連と中国の両国は、折衝に関して慣例の外にあった。というのも、日本はこの両国といかなる外交関係も取り結んでいなかったからである。日本は（アメリカに従い）中華人民共和国を公認しておらず、かの国との一切の直接外交の接触は禁じられていた。ソ連についていえば、サンフランシスコ条約に署名していないため、形式的に言って日本とソ連の戦争状態はいまだ終わっていないことになっており、ゆえに、両国の間に通常的外交関係は存在しなかった。

中国の場合と同じくソ連の場合も、このような理由で、赤十字のような非政府団体を通すなどの迂回路によって、日本人引揚者の第二の波がもたらされ、結果として、1953年から59年の間に、中国から3万人、ソ連（サハリンとクリル列島を含む）から3千人が帰還を果たした。

この時期に日本へ帰還した日本人の数はアメリカ占領下における帰還者数とは比較にならないほど少なかった。それは引揚者総数の0.6パーセント以下であった。しかし逆説的に、これら3万3千足らずの日本人の帰還は日本の隣国との関係において大きな重要性を持った。とりわけ、ソ連が鳩山内閣時の日本との外交関係の調整のために折衝者を育成したとき、おおよそ日本人抑留者の問題について折衝者は対話を行った。

この第二次引揚期は、ソ連からの帰還については1956年に終わり（サハリンからの帰還については、56年から59年に行われたため、例外とする）、中国からは1958年に終局を迎えた。1959年以後1972以前、日本はその他の引揚を可能にするようないかなる方法もなかった。にもかかわらず、日本の引揚者問題は解決済みと言えるだろうか。

1950年末から、中国やソ連からの引揚げは終了したのであり、他のいかなる帰還ももはやありえなからうという日本政府側の見解がはっきりしてきた。策が尽きたがゆえに、引揚げについての公式見解<sup>1</sup>は「引揚は終了した」ということになったのである。それからというもの、引揚げは過去の事象となり、この

---

<sup>1</sup>主に厚生省等の揚援護局史。厚生省引揚援護院編『引揚援護の記録』1947年、引揚援護院検疫局編『引揚検疫』1947年(巻1)、引揚援護院検疫局編『引揚検疫』1948年(巻2)、厚生省引揚援護院編『続引揚援護の記録』1950年、引揚援護院検疫局編『引揚検疫』1952年(巻3)、厚生省引揚援護院編『続々引揚援護の記録』1963年、厚生省援護局『引揚と援護三十年の歩み』1977年。

ことは、ソ連からの最後の引揚の後で舞鶴で行われた死者追悼の記念式典がまさに示していることである。

最後の者たちの帰還によって、肉親の帰還をなお待ち望んでいた家族の希望は消え去った。1956年12月26日、シベリア抑留地から最後の引揚者を乗せた興安丸が入港したその日に、舞鶴引揚援護局で、海外同胞救出国民運動総本部および在ソ同胞帰還促進会という抑留者の肉親が組織した2団体によって在ソ物故者慰霊祭が執り行われた。それは、京都の仏閣の中で最も重要な東本願寺の貫主の総轄による厳かなる式典であった。式典の最後には、陸軍大将・後宮淳<sup>2</sup>がソ連に駐留する軍隊の解散を公式に宣言した。この式典により、戦後11年に及ぶ不確かな日々を終止符が公的に打たれ、この時から、未帰還者はすべてシベリア抑留地での死亡者に合算されることになったが、その正確な総数はいまだ不明である<sup>3</sup>。

これが最後の引揚だ、とされたことで、いなくなったままの肉親が今後もしかしたら帰ってくるかもしれないという望みが絶たれたことになる。

戦争終結後から海外に留まっているすべての日本人が実際に日本に帰還したかどうかはまた別の問題である。現実として、海外にはまだ存命中の日本人がおり、政府はそれを知っていた。それは、シベリア抑留所送りになった者達のことではなく、大多数は、中国や満州に置き去りにされながらも、1950年代の初頭の引揚で帰還できなかった子供たちや女性たちのことであった。しかし、引揚問題は解決不能な問題となっており、それゆえ結果的にできる限り抹消されなくてはならなかったのである。

1950年代末に引揚問題を無かったことにするために日本政府がとった措置に関して、もっとも衝撃的な例の一つは、1950年代末から60年代初めにかけての未帰還者数を人為的に減じていたことである。数字上では、一見、1950年代の末に大きな前進が見られたように思われる。1977年に出版された厚生省作成による引揚に関する記録『引揚と援護三十年の歩み』<sup>4</sup>では、1959年の未帰還者の数は3万1132人であるのに対し、1963年には

---

<sup>2</sup>後宮淳 (1884-1973). (Glantz, David M., *The Soviet Strategic Offensive in Manchuria, 1945: August Storm*, Volume 7 of Cass Series on Soviet (Russian) Military Experience, New York: Routledge, 1983年、2003年、69頁。

<sup>3</sup>中山隆志、「長期の強制抑留者帰還」、戦後強制抑留史編纂委員会、dir.、『戦後強制抑留史』、平和祈念事業特別基金、2巻、2005年、105頁。

<sup>4</sup>厚生省援護局、「引揚と援護三十年の歩み」、厚生省、1977年

6145人に減少している。厚生省によれば、これらの数字は「未引揚者」の調査および引揚がまさに成功したことによってもたらされたものであるということになる<sup>5</sup>が、一見輝かしく見えるこれらの数字は、1959年から63年にかけての実際の引揚者の数を反映していない。事実、1956年のソ連からの、そして1958年の中国からの引揚の公的な終了によって年間の引揚者の数は大幅に減少していたのであり、この時代一年平均100人で低迷していたのである。

### 1963年までの日本人引揚者の総数一覧

	1945-1950	1950-1958	1959	1960	1961	1962	1963	1959-1963・計
総地域引揚者総数	6,249,908	35,679	146	145	77	147	112	627

出典：『厚生省、若槻泰雄、「戦後引揚の記録」、東京、時事通信社、1991、252-253頁』

1959年から63年の間に未帰還者の数は減少しているものの、その理由は、現実には、引揚げが多く行われたからではなく、1959年に施行された未帰還者に関する特別措置法<sup>6</sup>に因るものであった。この措置は、条文によれば、未帰還者の生存を確認することが不可能である以上、その家族に「特別措置」を与えるためのものである。この措置は不在者の生死が戦争が止んだ後一年間明らかでないときに失踪の宣告をすることができるとする民法「第三十条」を適用している。

未帰還者数の問題は、この措置で単にそれらをリストから抹消することによって解決された。1950年代末に「未帰還者」という言葉は、公式的に依然として生存していると思われる人々をさす言葉ではなくなった。この措置により死亡の宣告がなされた人々はもはや帰還すべき人々の中には入れられず、もう追跡調査する必要がない者たちになった。

確かに、この宣告が効力を発揮するには遺族の同意が不可欠であった。しかし、そういった同意から葬式補助金として3万、家族に対する慰謝料として3千円が支払われたため、彼らの多くは将来的なあらゆる調査を断念することを

<sup>5</sup>厚生省援護局、「引揚と援護三十年の歩み」、厚生省、1977年、233頁、Watt、Lori、*When empire comes home: repatriation and reintegration in postwar Japan*、Cambridge、Massachusetts：Harvard East Asian Monographs、2009年、184頁。

<sup>6</sup>「未帰還者に関する特別措置法」、昭和三十四年三月三日法律第七号 (<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S34/S34HO007.html>)

受け入れたのだった。1959年には、1万3千500人の人々が公的に肉親によって死亡されたものと宣告され、彼らの戸籍は抹消された<sup>7</sup>。

この措置に加えて、もう一つの決定によって、人為的に未帰還者の数は減じられた。1962年10月27日、庶務課長発各都道府県民生主管部(局)長宛て通知で決定された「自己の意志により帰還しないと認定された者に対する引揚援護の取り扱いについて」(庶務605号庶務課長発各都道府県民生主管部(局)長宛て通知)によって、敗戦時13歳以上だった女性は、その年齢なら中国に留まるかどうか自己判断できるとみなされるため未帰還者の数に入れないことが確定した<sup>8</sup>。

敗戦直後から彼女たちは日本国籍を暗黙のうちに放棄したものと考えられてしまったのである。一括して「残留婦人」と呼ばれるこれらの女性たちは中国に中国人の妻として残留した者達である<sup>9</sup>。しかしながら、これらの女性たちおよび少女たちが自分で決めて残ったとはいえ、敗戦下の状況ゆえに戻れなかったという理由がほとんどだろう。このような状況のもとでは、それが本当に選択なのかどうか言うのは難しいものの、彼女たちのケースは中国残留孤児のケースとは違っている<sup>10</sup>。

結局、1959年の法令でその戸籍を抹消された日本人は2万5千830人にのぼった<sup>11</sup>。1959年から63年の間に帰還しなかった日本人の数が減少したのは、確かに人為的な操作によるものであったが、それは日本政府の要望に応じてのことだった。それからというもの、引揚げの問題は国による追跡調査の方策が尽きたゆえに解決済みのものでなくてはならなくなった。中国についても、ソ連についても等しく状況は袋小路に入り込んでいた。

このような状況は1972年、日本が中国との外交関係を再び取り結ぼうとし

<sup>7</sup> 藤沼敏子、「年表・中国帰国者問題の歴史と援護政策の展開」、中国帰国者定着促進センター紀要、第6(1998年)、254-255頁、Chan、Yeeshan、*Japanese from China: the zanryū hōjin and their lives in two countries*、博士論文、University of Hong Kong、2007年、8頁。

<sup>8</sup> 藤沼敏子、「年表・中国帰国者問題の歴史と援護政策の展開」、中国帰国者定着促進センター紀要、第6(1998)、254-255頁。

<sup>9</sup> Ward、Rowena、「Japanese government policy and the reality of the lives of the zanryū fujin」、*PORTAL Journal of Multidisciplinary International Studies*、3巻、第2、2006年7月、p. 4頁。

<sup>10</sup> 「孤児」という言葉は問題発言で、Ward、Rowena、「Japaneseness、multiple exile and the Japanese citizens abandoned in China」、*Japanese studies*、vol. 26、n°2、2006年、139-151頁、の中で詳査されている。

<sup>11</sup> キーワード、朝日新聞、2012年4月18日。

たときに変化する。しかし、このとき、引揚げの機械は長らく止まっていて、動かそうにも動かない状況にあり、非政府系の扶助団体からの強い要望で、日本政府は中国での調査を再び開始することになったのである。